

県南広域振興局長告示第72号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

令和5年6月27日

県南広域振興局長 小 島 純

- 1 路線名 396号
- 2 供用開始の区間 遠野市宮守町下宮守10地割99番1地先から12地割121番1地先まで
- 3 供用開始の期日 令和5年6月27日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部遠野土木センター
 - (2) 期間 令和5年6月27日から同年7月27日まで